

投資信託積立取引クレジットカード決済約款

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客さまがセゾン投信株式会社（以下、「当社」といいます）との間で契約する投資信託受益権（以下、「投資信託」といいます。）の「定期積立プラン取扱い規程」に基づく定時定額買付取引のうち、クレジットカードのクレジット枠を利用した決済（以下、「本サービス」といいます。）に関する権利義務関係を明確にするために定めるものです。

(本サービスの利用)

第2条 お客さまは、本約款及び「総合取引約款」の内容を了承の上、本サービスを利用するものとします。ただし、買付日の設定については本約款第7条に従うものとします。

(他の規程等の準用)

第3条 この約款に定めのない事項については、「総合取引約款」、「投資信託約款」、「目論見書」その他の規程、約款により取り扱うものとします。

(ご利用の申込み)

第4条 お客さまは、本サービスの利用を希望する場合、当社が定める日までに当社が定める方法により申込みを行うものとします。当社の定める要件を充たした申込みにつき、当社は、本サービスの利用を承諾します。

(ご利用可能なクレジットカード)

第5条 本サービスにおいて、お客さまが利用できるクレジットカードは、お客さまの当社における「総合取引口座」と名義が同一のものに限り、かつお客さまが利用するクレジットカードの引き落としに指定する金融機関口座の名義人が同一人の場合に限り、

2. 当社が前項に該当するか否かの確認を行うことをお客さまはあらかじめ承認するものとします。
3. 本サービスにおいて、お客さまが利用できるクレジットカードは当社が指定するクレジットカード会社のカードに限定されます。

(本サービスの取引形態)

第6条 本サービスをご利用になるお客さまは、当社が定める毎月一定の日にお客さまがあらかじめ指定する投資信託（以下、「指定銘柄」といいます）の買付金額（以下、「設定金額」といいます）をクレジットカード会社を指定して支払わせることにより決済するものとします（以下、「クレジットカード決済」といいます）。その際、当社はクレジットカード会社に対して与信照会を行い、クレジットカード会社より与信結果を受信又は確認後、クレジットカード会社が当社の総合取引口座に支払う立替金を基に指定銘柄を買付します。ただし、当社又はクレジット

カード会社でシステム障害等の不可抗力事由が発生し、当社の総合取引口座に支払われる立替金の入金が遅延した場合は、指定銘柄の買付が行われない場合があります。

2. お客様は、当社の定める金額以上かつ当社の定める単位で設定金額を指定するものとします。
3. 本サービスを利用した投信積立のお客様一人当たりの1ヶ月間の設定金額の総額は10万円を限度とします。
4. 本サービスのご利用は1回払いのみで、ボーナス払い、リボ払い等のご利用いただけません。
5. 「クレジットカード決済」による買付代金の支払いについてはクレジットカード会社が定める日に行われます。

(買付日の設定)

第7条 お客様は、当社の定める毎月一定の日に、設定金額に基づき、指定銘柄の買付を行うことを当社に申し込むものとします。

2. お客様は、クレジットカード決済による投信積立を利用する場合、特定月の設定金額を増額することはできません。

(買付の変更・中止)

第8条 お客様は、本サービスに係る取引の買付金額の変更を希望する場合は、当社が指定する日までに当社が指定する方法により申し出るものとします。

2. お客様は、本サービスに係る取引の中止を希望する場合には、当社が指定する日までに当社が指定する方法により申し出るものとします。
3. 当社は、クレジットカード会社による立替金支払の与信結果により、当社への立替金が支払われないこととなった場合には、該当する月の買付を中止します。

(届出事項の変更)

第9条 お客様は、当社又はクレジットカード会社への届出事項に変更があった場合は、速やかに各々の会社に届出るものとします。

(解約)

第10条 次の各号のいずれかに該当したときに当社は本サービスを解約することができるものとします。

- ①お客様が当社所定の手続きにより、本サービスの解約を申し出た場合
- ②お客様が本サービスを利用する資格を喪失した場合（総合取引約款第8条に掲げる解約事由に該当した場合を含みますがこれに限りません）
- ③お客様が第5条に定める事項に該当しなくなった場合
- ④お客様が第11条に定める本約款の改正に同意されない場合
- ⑤6回連続してクレジットカード決済ができなかった場合（お客様の責めに帰すべからざる

事由による場合を除きます)

- ⑥当社が本サービスの解約を申し出た場合
- ⑦当社が本サービスを営むことができなくなった場合

(約款の変更)

第11条 この約款は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規程に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規程の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでにインターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上